ず，ＰＴＡ等とも連携し，親とつながりやすい学校という場や，子育て広場，職場等の多様な場を活用した学習機会の拡大に向けて取組手法の普及等を行う。
　加えて，乳幼児との触れ合いを含む将来親になる中高生の子育て理解学習を推進する。
・　家庭教育支援に係る地域人材の養成を進めるとともに，その人材を中心として，保健師等の専門的人材が連携するなど，きめ細かな活動を行う「家庭教育支援チーム」型の支援を，地域の特性に応じて促進する。
　また，教育・福祉関係機関・団体等とのネットワークを構築しつつ，課題を抱える家庭への訪問や相談対応などを生徒指導等と連携して行う仕組みづくりを支援する。

２２－２　子どもから大人までの生活習慣づくりの推進

・　働く親が子どもや地域との関わりを持つ時間を十分持つことができるよう，企業に対して子どもの生活習慣づくりの重要性についての啓発やワーク・ライフ・バランスの理念を踏まえた具体的な取組等の情報提供を行うとともに，地方公共団体に対して企業との協力を促すことにより，子どもの生活習慣づくりを推進する。また，生活の自己管理が可能になってくる中高生以上の世代向けの普及啓発を実施する。

Ⅱ　四つの基本的方向性を支える環境整備

＜５年間における具体的方策＞

基本施策２３　現場重視の学校運営・地方教育行政の改革

【基本的考え方】

○　教育委員会について，その責任体制を確立し，現場の問題に迅速かつ的確に対応できるよう，抜本的な改革を行う。
○　その際，基本施策２０に掲げた活力あるコミュニティ形成の観点も踏まえ，地域の意見や力を学校運営に生かすとともに学校を地域活性化の拠点として位置付け，学校のことは学校自身が地域住民や保護者の意向を踏まえ決定することや，政治的中立性，継続性・安定性を引き続き確保すること，国の責任で全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を行うことに留意しつつ，より現場に近いところへと権限を委譲する方向とする。まずは，コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の更なる普及促進を図るなど「地域とともにある学校づくり」や教育委員会の活性化等の取組を推進する。
○　あわせて，学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善など，学校の組織運営体制の確立に向けた積極的な取組を推進する。

【主な取組】

２３－１　地方の主体性，創意工夫が生かされる教育行政体制の確立

・　教育委員の選任や教育委員会会議の運営上の工夫，教育委員の積極的な活動，自己点検評価の質的向上，首長との連携の促進等により教育委員会の活性化を図るとともに，教育委員会の責任体制を確立し，現場の問題に迅速かつ的確に対応できるよう，その抜本的な改革のための検討を進める。また，教育行政における国の責任の果たし方についても検討を進める。
・　全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を行うことに留意しつつ，より現場に近いところへと権限を委譲する観点から，市町村教育委員会の教育事務の共同処理等による体制整備・充実の促進を図る。また，県費負担教職員の人事権の移譲について，条例により都道府県の事務を市町村が行うことができる事務処理特例制度を活用した取組の状況も踏まえ，小規模市町村を含めた地方公共団体等の関係者の理解を得つつ，引き続き検討する。
・　市町村教育委員会や校長の裁量による各地域・学校の実情に即した学級編制の弾力化や配当された教職員の活用の柔軟化を促進する。また，県費負担教職員の給与負担，学級編制，教職員定数に関する都道府県と市町村の関係の在り方について，引き続き検討し，関係者の理解を得て，結論が得られたものから実施する。

２３－２　地域とともにある学校づくりの推進（基本施策２０－２の再掲）

基本施策２４　きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員等の指導体制の整備

【基本的考え方】

○　世界トップレベルの学力，規範意識，歴史や文化を尊重する態度を備えた，これからの知識基盤社会，グローバル社会を生き抜く人材の育成を目指し，